

# タブレット端末を活用した遠隔手話通訳

- 山形県は、手話通訳を必要とする聴覚障がい者の方が来庁された際に、手話通訳者の不在時にも対応できるよう、タブレット端末のビデオ通話機能を利用した遠隔手話通訳を導入した。
- 県庁内で持ち運べるタブレット端末を通し、県聴覚障がい者情報支援センターの手話通訳者が遠隔手話通訳を行う。
- 手話通訳者の不在時にも、総合案内窓口や庁内各課での手話通訳が可能になる。

山形県

## ○運用背景

山形県では、平成 29 年 3 月に「山形県手話言語条例」を制定し、手話に対する理解促進と手話を使いやすい環境整備を行い、手話による豊かなコミュニケーションができる社会の実現を目指しています。

手話通訳を必要とする聴覚障がい者の方が来庁された際には、障がい福祉課に配置している手話通訳者が対応していますが、平成 29 年 10 月より、手話通訳者の不在時にも対応できるよう、タブレット端末のビデオ通話機能（スカイプ）を利用した遠隔手話通訳を導入しました。

## ○利用の流れ

- ① 聴覚障がい者の方の来庁により手話通訳を必要とする場合、障がい福祉課へ連絡
- ② (1) 障がい福祉課配置の手話通訳者による対応が可能  
⇒手話通訳者を派遣  
(2) 障がい福祉課配置の手話通訳者による対応が不可能  
⇒障がい福祉課において、県聴覚障がい者情報支援センターへ遠隔手話通訳を依頼のうえ、依頼課へ障がい福祉課職員がタブレット端末を持参

